

逓信大臣(以下甲といふ)と全逓信従業員組合(以下乙といふ)とは、次の協約を締結する。

一、甲と乙との關係

第一條 次を示すものを除く甲の従業員は、原則として乙の組合員たるものとする。

甲は、従業員の採用につき乙の承諾若しくは乙との協議を必要としな
い又乙から除名され若しくは脱退した従業員は、そのことを理由として
は甲から罷免されない。

一、本省(京都事務所その他これに準ずるものを含む)
係長以上。大田官房秘書課職員、監察部職員、事務局事務課
総興課職員。各部局人事課、訓練課當職員。航空保安部支所長。
電波局觀測所長。資材局工場長、部長、倉庫長。國際電氣通信施
設部有線管理所、有線支所、有線中継所、無線送電信所、係長以

上。事務人事關係適當職員。船長。

二、逓信局 係長以上。秘書課職員、監察部、事務課職員。工場長。

三、現業各局所 局長代理、主事、係長以上。工學局出張所長、中
繼所長。事務人事關係適當職員。

四、電氣試験所 係長以上。出張所長。工場長。事務人事關係適當
職員。

五、逓信講習所、無線電信講習所 係長、支所長、分室長、科長以
上。事務人事關係適當職員。

六、保険局 係長以上。庶務課人事係事務係職員。

七、保険支局、貯金支局 係長以上。事務人事關係適當職員。

八、逓信病院 院長。部長。科長。事務人事關係適當職員。

九、診療所、療養所 所長。事務係。

第二條 甲は乙を逓信省内外に於ける唯一の団体交渉の相手方と認める。

甲及び乙は、その団体交渉を規律化するため、相互にその組織を確認
し、その区分に従い甲側の権限を屬する事項に關してのみ交渉を行う

ものとする。

ノ大臣 となす本誌

2 警備局長 地方連合會、地協協議員

(保險局長、貯金局長、總務局長又は警備局長と保險協議員會、貯金協議員會、教育協議員會)

3 局長 支那

第三條 團體交渉をたざんとするに、日、韓、朝鮮、交渉委員、交渉者自費を準備打合せを。

第四條 甲及び乙は、從つて組合員及び非組合員であることを理由として差別待遇をしない。

第五條 甲はその役員が乙の委任によつて組合員の毎月の給與から定期の組合費を控除してこれを徴収する事務に従事することを認める。

第六條 甲は次の條件により組合員たる者を役員が組合員を専任することと認める。

一、地區協議員以上の役員その他協議員活動のため必要と認められるものはこれを専任者とし、その員数は此の組合員五百名につき一名の割合をもつて算出したる数とする。

二、専任者の配置については別表をよりこれを實施する。(附屬書類第一)

三、専任者の氏名は次の區分を從つて備から厚例を對し書面をより通告する。

ノ本部は大臣

地方連合會、地協協議員會は總務局長

支那は局長

日本人は所屬局長

専任者は異動あつた場合も右にふる。

四、専任期間中は、賃金は支給しないこと。

五、役付の職に在るものが専任者たる場合はその職を免すこと。

六、専任者が協議員を復歸したるときは從前同地位を確保すること

第七條 組合員の組合活動は、協議員及び非協議員會に出席する場合を除き、協議員會に對し行われなければならない。もし組合の専任大會その他

又は自らを待たぬ場合その地田、日、期間、場所、積取等を乙より申し出て事務所長が要給の支拂をいと認めずこれを承認したときは、勤務時間中であつても差支えなない。

前項による場合に旅行を必要とするときは、事務所長が届け出てその許可を得たる場合缺勤として処理しないが旨は支給しない。

第八條 甲は乙が對し事務の支拂を來たさぬい期間で事務所として總舎の一部の使用を認める。

乙は、總會等のための事務の支拂を來たさぬい期間でその都度甲の許可を得て總舎の一部を使用することのできる。

甲は乙が事務所長の定める場所を組合活動の場とする指示をなすことを認めぬ。但し政治的陳述することはこの限りでない。

二、給 與

第九條 賃金に労働の價値に相當する條件を具備して定めらるる且つ従事員の最低生活を賄ふに足るものでなければならぬ。

甲は、乙と協議して右の基く賃金制度を確立する。

第十條 甲は、乙と協議して、甲が全額を負担する其の金額を確立する。

第十一條 甲は従事員又は従事員と生活を一にする親族が疾病、結婚、葬儀、出産、災害及び已むを得ない事由によつて一週以上を病休する場合は費用を充てるための請求しなるときは、支拂期日前であつても、その日までの賃金を支給する。

三、労働時間

第十二條 勤務時間は別表の通り定めらる。(別表第一類第二)

第十三條 休日、休暇

第十四條 休日は週休二日とする外、祝祭日及びその日を休日とする。但し當日業務を停止できない場合は在るが、これを對して別表のより休日を変更して交互に與へることのできる。(別表第一類第三)

一、年次有給休暇は次のように定める。

一、年次有給休暇

1 四月一日現在々職している者（四月一日現在の休職、休務者、未復員者及び缺勤中の者を除く）に對しては二十日。

2 四月二日以後に就職した者並びに四月一日現在の休職、休務者、未復員及び缺勤中の者に對しては、その者の就職又は復職復務若しくは出勤開始したときから、その年度末迄の月數（十四日以下は切り捨て、十五日以上は繰上げる）に十二分の二十を乗じて得た日數とし端數は繰上げる。但しその日數が労働基準法第三十九条に定める日數に達しないものに對しては、同條の規定に従ひ算出した日數とする。

3 休暇は事務の繁閑及び本人の事情を考慮の上付與する。

4 業務の都合上當該年度中に與え得なかつた日數のうち労働基準法によつて保障せられる日數を算入する部分については年度末に

於て休日勤務をさせたものとし第十六條により處理する。

二、生理休暇 屋外勤務、政道郵便業務、郵便區分、貯金保険原簿索出格納事務、電話交換及び電信通信作業に従事する者並びに體質上生理日の就職が著しく困難な女子に限り原則として三日。但し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を與えた場合はこの限りでない。

三、産前産後休暇 分娩豫定日前六週間目に當る日から分娩の日後六週間目に當る日迄の期間。

前項第二號及第三號の休暇についてはその間賃金の八割を支給する。

五、時間外、夜間及び休日勤務

第十五條 甲は業務上必要あるときは、従業員をして第十二條による所定勤務時間外及び第十三條の休日に勤務させることが出来る。但し、女子及び年少者（満十八歳に満たない者）については、労働基準法の制限を超えることとできない。

第十六條 前條による時間外勤務及び休日勤務に對しは、是れによる割増賃金を支給する。

三、労働時間割増率表

（左記のものを時間外勤務に

對し、是れ所定勤務時間を超えて勤務させた時間（以下超過勤務時間という）一時間につき本人の給與日額の八分の二〇の割増時間給を支給する、但しその超過勤務時間の内所定勤務時間をも合せて一日拘束九時間を超える部分に對する割増時間給は一時間につき本人の給與日額の八分の二五とする。

三、官舎、設備、備品、資糧等の保全、外部との連絡及び廳内の監視（以下廳舎事務という）を本務とする者の時間外勤務に對しては超過勤務時間一時間につき本人の給與日額の八分の二〇の割増時間給を支給する、但しその時間外勤務が二日に亘るときは石の半額を支給する。

三、郵便、電信、電話の現業事務又は電氣通信施設建設保守等の現場

作業に従事し且交替制による勤務に服する者の時間外勤務に對しては超過勤務時間一時間につき本人の給與日額の八分の二三の割増時間給を支給する。但しその超過勤務時間が二時間を超えるときは、この二時間を超える部分に對する割増時間給は一時間につき本人の給與日額の八分の二五とする。

四、前各號に該當しない者（農場及び漁場に勤務する者並びに住込で廳舎事務を本務とする者を除く）の時間外勤務に對しては超過勤務時間一時間につき本人の給與日額の八分の二五の割増時間給を支給する。

五、休日勤務に對しては一日につき本人の給與日額の十二割五分の割増日當を支給する。

六、休日勤務時間か所定勤務時間を超えるときは、その超過勤務時間に對し前各號による割増時間給をも別に支給する。

第十七條 日直一所、班長の命により休日に本務に従事しないでその所

屬の職に於いて總會事務に従事することをいう。及び宿直（所屬長の命により所定勤務時間外に本館に従事しをいふ）その所屬の總會に宿泊して總會事務に従事することをいう。勤務については前條による割増賃金及び第十八條の夜勤手当を支給しをいふ。次に、日直又は宿直手当を支給する。

一、日直手当の額はその勤務一回につき五十圓とこれに勤務地手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

二、宿直手当の額はその勤務一回につき四十圓とこれに勤務地手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第十八條 午後十時から午前五時までの間の勤務に對しては一時間につき本人の給与日額の八分の〇、三の夜勤手当を支給する。

第十九條 出張中の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に對しては、第六條割増賃金をも別に支給する。

第二十條 第十六條及び第十八條の給与日額の算定は次に掲げる給与の合計月額の一、二十五分の一とする。

一、俸給（これに連する加給を含む）。

二、前條の俸給に勤務地手当の支給割合を乗じて得た額。

三、僻地手当。

四、職務手当。

六、災害補償。

第二十一條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときは、全快するまで甲はその費用で療養を施し又は療養の必要を費用を負担する。

従業員が前項の療養のため休業に服することからでさないうちでも甲は賃金を支給する。

事務に直接従事する場合を除くの外に第十六條による割増賃金及び第十八條の夜勤手当を支給しない。

第二十條 第十六條及び第十八條の給与日額の算定は次に掲げる給与の合計月額の一、二十五分の一とする。

一、俸給（これに連する加給を含む）。

二、前條の俸給に勤務地手当の支給割合を乗じて得た額。

三、僻地手当。

四、職務手当。

六、災害補償。

第二十一條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときは、全快するまで甲はその費用で療養を施し又は療養の必要を費用を負担する。

従業員が前項の療養のため休業に服することからでさないうちでも甲は賃金を支給する。

第二十二條 前條により身體に障害が存する場合に於ては、その障害の程度に應じ別表の障害補償金を支給する。(附屬書類第四)

第二十三條 従業員が業務上死亡した場合に於ける遺族補償及び葬祭料は別表による。(附屬書類第五)

七、人 事

第二十四條 人事の決定権は甲にある。
 本人又は組合は、組合員の人事に關する甲の決定に對して、基礎事實の認定に重大なる誤りがあると認められる場合に限り發令の通知を受けてから一週以内の不服を申立てることかできる。

第二十五條 前條の申立があつた場合は、その都度甲乙同数の委員を以て構成する委員会を設け基礎事實を調査審議する。
 前項の委員会成立後一週以内の處理し待たない場合は、その上部組織に於て、更に委員会を設け調査審議する。

第二十六條 甲は次の場合の外従業員を解雇しない。
 一 本人の希望によるとき。

- ニ 勤務成績著しく悪く、改後の見込ないと認められるとき。
- 三 懲戒規定の免官、免職に該当するとき。
- 四 不具、廢疾故障のため職務をとなし堪えられなくなつたとき。

八、經營協議會

第二十七條 事業の經營はすべて甲の権限と責任に於て行われ、事業運営の決定権は甲に屬する。
 甲は労働條件の維持改善を圖り事業能率の増強に資するため乙との間に經營協議會を設置する。經營協議會規約は別に定める。(附屬書類第六)

第二十八條 經營協議會は甲の提議及び乙の同意に應じて中央、地方、局別に設ける。
 中央經營協議會に於て特に必要と認められた場合は、特別地方經營協議會を設けることかできる。

第二十九條 經營協議會の附屬事項は次の通りとする。但し下部經營協議會にありては甲の下部組織の権限内の事項に限る。

- 一 給與の略すこと。
- 二 勤務時間に就すること。
- 三 休日、休暇の略すこと。
- 四 勤務の方法に關すること。
- 五 作業環境、作業用被服及び作業用具に關すること。
- 六 作業能率の改善及び増進に關すること。
- 七 任免及び賞罰の基準に關すること。
- 八 厚生福利に關すること。

第三十條 甲と乙との間に争議状態発生した場合、争議調整委員は甲乙のづれか一方の通告により休務する。

九、厚生福利施設

第三十一條 甲は厚生福利施設を増進し、従業員の需要をみたすよう努めらる。

第三十二條 甲は、年一回以上一交替制による勤務者及び新卒者係従業者は年二回以上一従業員の健康診断を實施し、責任ある保健法を指示する。

する。

第三十三條 甲は、従業員五十名以上の雇所毎に救急施設を準備し、委託醫及び保健婦を置く。

第三十四條 甲は、従業員の結核の罹り療養をため出動停止を命ぜられたとき、三年以内の限りその出動停止を命ぜられていた期間の賃金を支給する。

十、その他

第三十五條 甲は勝敗執行の支障のない限り、従業員の政治的活動の自由を認めらる。

第三十六條 甲は、従業員が公務員としてその地位に就きしないうち、地方議員、学術委員その他の職に就する公務員につき自由を認めらる。

甲は従業員が右によつて公務を遂行するに必要を認めるとき便宜を與えらる。

第三十七條 乙は、準備基準法第二十四條に關し從業員の毎月の賃金から、共済組合掛金、共済組合貸付辨済金、逓信協會費、逓信協會育英資金、保險料、従業員の共同の雜費を控除されることを認める。

第三十八條 甲と乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙双方とも平和的解決にあらゆる努力をなし、労働委員会等の調停に付したる上調停案が示される迄は全體としても部分としても争議行為を行わない。

附 則

第三十九條 船舶乗務者について本協約に上 かない事項は別に定める。(附屬章程第七)

第四十條 この協約の有効期間は、昭和二十三年四月一日から昭和二十四年三月三十一日までとする。この期間中でも一般經濟情勢の激變その他既に已むを得ない事情があると認められる場合は、甲乙いづれか一方の通告により變更の協議を行わねばならない。通告のときから三ヶ月を経過しても協議ととのわれないときは、その部分については協約はその效力を失う。

期間満了一カ月前に甲乙いづれからも改廢の意思表示がない場合は更に一カ年有効とする。改廢の意思表示があつた場合でも、新協定が成立する迄はこの協約が有効である。但し期間満了後三ヶ月を経過してもなお新協定が成立しない場合はこの限りでない。本協約書は、これを三通複製し、甲乙各一通を保管し他の一通は關係官廳に提出するものとす。